

役員等報酬規程

社会福祉法人 長崎厚生福祉団

社会福祉法人 長崎厚生福祉団 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 長崎厚生福祉団（以下「法人」という。）の役員等の報酬について定めることを目的とする。

(適用除外)

第2条 法人の理事（理事長及び業務執行理事は除く。）が、社会福祉法第44条第4項各号のいずれかに該当する者であつて、かつ法人の職員である場合、この規程は適用しない。

(評議員の報酬)

第3条 法人定款（以下「定款」という。）第9条に規定する評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額は次のとおりとする。

評議員報酬 日額 10,315円

(役員報酬)

第4条 定款第24条第1項に規定する評議員会において別に定める総額の範囲及び評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額は次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|--------|---------------|
| (1) 理事の総額の範囲 | 各年度の総額 | 30,710,000円まで |
| (2) 理事（非常勤）報酬 | 日額 | 10,315円 |
| (3) 監事の総額の範囲 | 各年度の総額 | 1,000,000円まで |
| (4) 監事報酬 | 日額 | 10,315円 |

(会計監査人の報酬)

第5条 定款第24条第2項に規定する監事の過半数の同意を得て、理事会において定める会計監査人に対する報酬等は契約により明示する。

(支払方法)

第6条 報酬の支払方法は次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項及び第4条第1項第2号並びに第4号に定めるものは、その都度現金にて支払うものとする。
- (2) 理事長及び業務執行理事の報酬は、毎月15日に預金口座に振込むものとする。
- (3) 第5条に定めるものは、契約により明示する。
- (4) 第4条第1項第2号に定める報酬で、その支払方法について当該理事の同意を得ている場合は、毎月15日に預金口座に振込むものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、第5条に規定するものを除き、評議員会の議決により行う。
2 第5条に規定するものは、監事の過半数の同意を得て、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改訂実施する。

この規程は、令和3年9月28日より一部改訂実施する。